

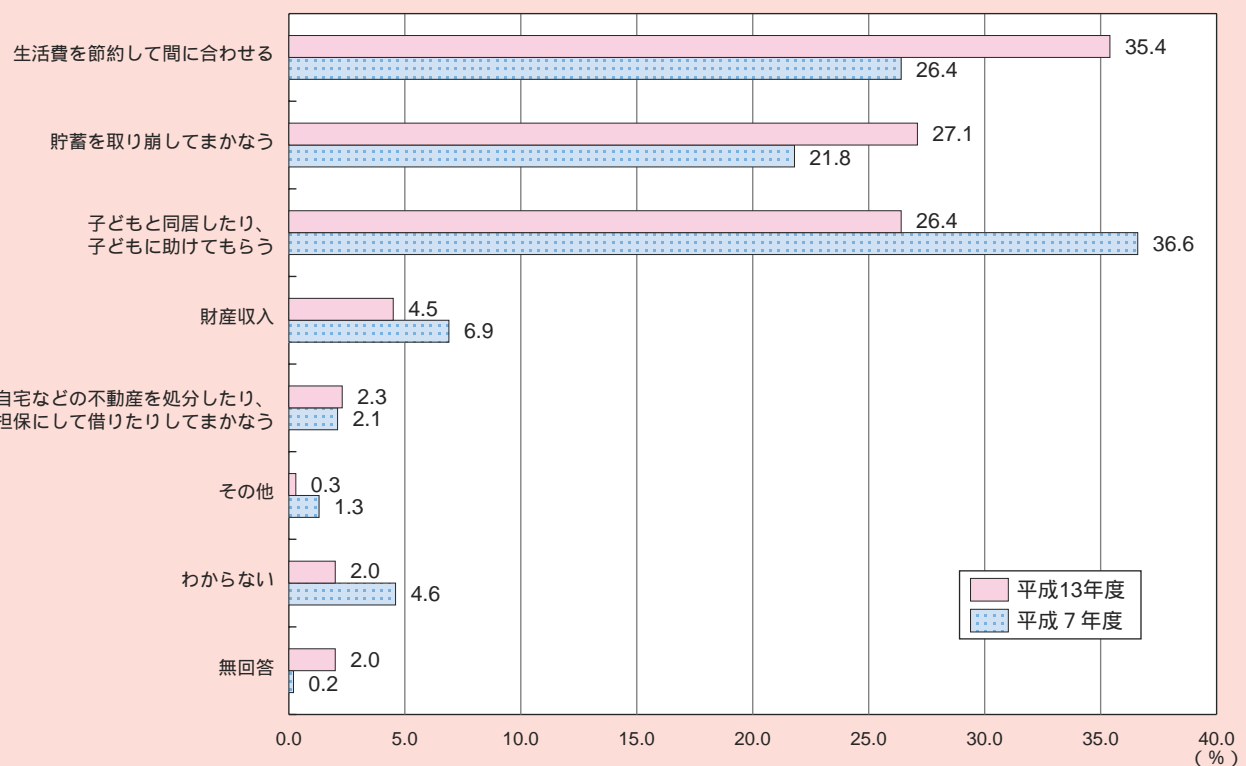
また、生活保護を受けている者のうち65歳以上の者は38.2%を占めているが、その中で65歳以上の単身世帯が27.0%、65歳以上の女性の単身世帯は16.3%を占めている（表1-2-15）。

## ウ 消費

世帯主の年齢が65歳以上である世帯の家計の状況についてみると、世帯主の年齢が65歳以上

である勤労者世帯の可処分所得は一世帯当たり1か月平均30万9,666円で、そのうち消費支出は29万4,385円となっており、1万5,280円の黒字となっている。これに対し、世帯主の年齢が65歳以上の無職世帯の可処分所得は16万9,307円、消費支出は20万4,270円であることから、3万4,963円の赤字を生じており、不足分は貯蓄の取り崩しなどで賄われている（表1-2-16）。

図1-2-12 高齢期の生活費不足分の対応方法



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査」（平成14年）  
（注）調査対象は、全国60歳以上の男女

表1-2-13 高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額	
	一世帯当たり	世帯人員一人当たり（平均世帯人員）
高齢者世帯	総所得	290.9万円
	稼働所得	51.2万円 (17.6%)
	公的年金・恩給	209.3万円 (71.9%)
	財産所得	15.7万円 (5.4%)
	年金以外の社会保障給付金	3.4万円 (1.2%)
	仕送り・その他の所得	11.4万円 (3.9%)
全世帯	総所得	579.7万円
		203.4万円 (2.85人)

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成16年）同調査における平成15年1年間の所得

（注1）高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

（注2）財産所得とは以下のものをいう。

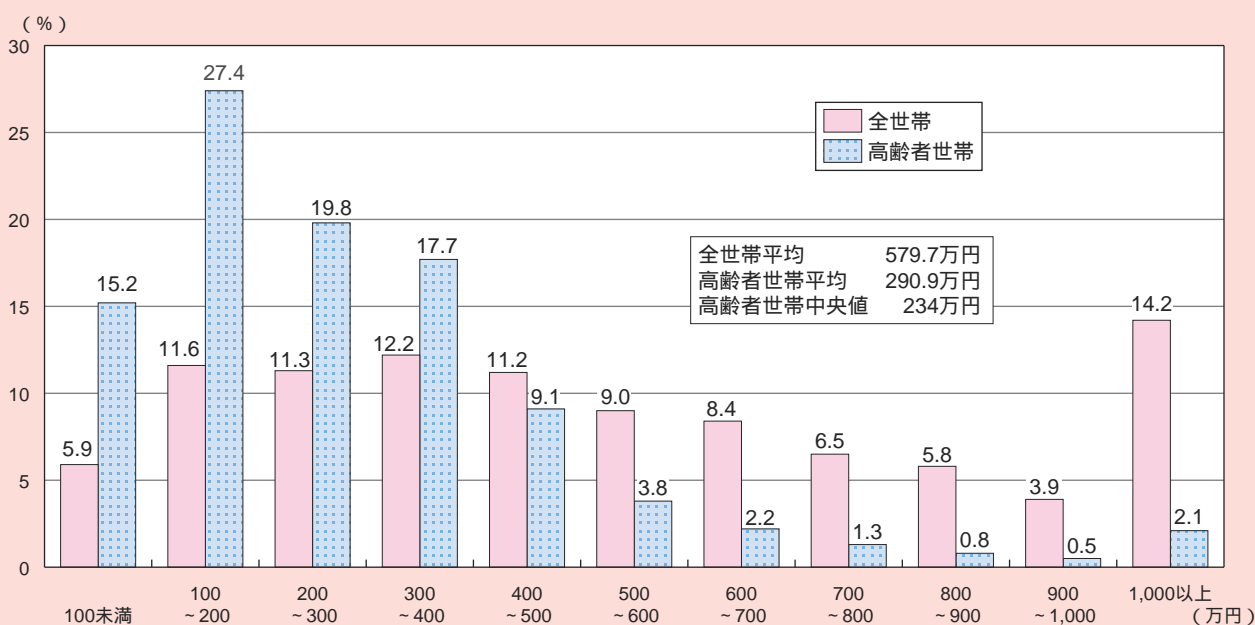
ア 家賃・地代の所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額

イ 利子・配当金

世帯員の所有する預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）

図1-2-14 高齢者世帯の年間所得の分布



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成16年)同調査における平成15年1年間の所得

(注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

表1-2-15 性・年齢別にみた被保護人員数(単身世帯再掲)

		平成16年			平成15年		
		総数	65歳以上	うち単身世帯	総数	65歳以上	うち単身世帯
人員(人)	総数	1,375,926	525,131	371,763	1,291,212	489,843	347,353
	男	636,946	216,319	147,972	594,618	199,861	136,354
	女	738,980	308,812	223,791	696,594	289,982	210,999
割合(%)	総数	100.0	38.2	27.0	100.0	37.9	26.9
	男	46.3	15.7	10.8	46.1	15.5	10.6
	女	53.7	22.4	16.3	53.9	22.5	16.3

資料：厚生労働省「被保護者全国一斉調査(基礎調査)」

表1-2-16 世帯主の年齢が65歳以上の世帯の収入と消費

区分	勤労者世帯		無職世帯	
	全体	世帯主の年齢が65歳以上の世帯	全体	世帯主の年齢が65歳以上の世帯
実収入	473,260	349,374	178,608	189,145
うち勤め先収入の占める割合(%)	(94.2)	(62.4)	(6.8)	(4.8)
社会保障給付の占める割合(%)	(3.1)	(32.6)	(85.8)	(88.7)
実支出	371,194	334,094	230,369	224,108
消費支出	296,790	294,385	209,434	204,270
非消費支出(税、社会保険料など)	74,404	39,708	20,935	19,838
可処分所得(実収入 - 非消費支出)	398,856	309,666	157,673	169,307
黒字(実収入 - 実支出 = 可処分所得 - 消費支出)	102,066	15,280	51,761	34,963
平均消費性向(%) (可処分所得に対する消費支出の割合)	74.4	95.1	132.8	120.7

資料：総務省「家計調査(総世帯)」(平成17年)

(注) 年平均の1か月間の金額